

平成18年度第1四半期決算に係る財務諸表及び収支計算書について

- 資金管理センターは、資金管理業務を実施するに際して透明な運営を行うという観点から、四半期毎に決算を実施し、監査法人のチェックを受けることとしている。
- 一方、公益法人会計においては、四半期決算に関する一般に公正妥当と認められた基準はないため、監査法人より財務諸表及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について（中間報告）」を勘案した基準で監査を受け、その結果の報告を受けることとしている。
- 検証項目は51の手続きから構成されており、会計監査法人の「四半期財務諸表等に対する報告書」に具体的に記載されている。
実施された手続きおよび結果を例示すれば以下のとおりである。
 - ・ 財務諸表等の記載が、予算書、総勘定元帳と合致していることが確かめられた。
 - ・ 重要な会計方針が一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、四半期の財務諸表等の各項目が当該会計方針に準拠し、四半期の財務諸表等の各項目が当該会計方針に準拠して適切に処理されているか否かについて質問を受け、適切に処理されている旨回答した。
 - ・ 四半期の財務諸表を閲覧され、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準じて作成及び開示が行われているかどうかについて概括的に把握された。
 - ・ 事業費及び事業費支出について、1件20百万円以上のものについて、証票との突合が実施され、対象となった事業費及び事業費支出は適切に会計処理されていることが確かめられた。
- 「平成18年度第1四半期決算に係る財務諸表及び収支計算書」は、上記の手続きを実施した結果、その限りにおいては、平成18年度における資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の第1四半期の財務諸表が一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していないと認められる事項は発見されず、収支計算書は「公益法人の内部管理事項」に準拠していないと認められる事項は発見されなかったという監査法人の見解を資金管理業務諮問委員会に報告するもの。

以上

四半期財務諸表等に対する報告書

平成18年9月25日

財団法人自動車リサイクル促進センター

理事長 郡 篤 孝 殿

新 日 本 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 寺 尾 仁 之

代 表 社 員 公 認 会 計 士 中 村 雅 一



当監査法人は、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の監査を実施中であり、現時点においては平成18年4月1日以後のどのような期間又はどのような日現在の財務諸表等についても、当監査法人の監査意見を表明することはできませんが、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成18年度における資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の第1四半期（平成18年4月1日から平成18年6月30日まで）の以下の財務諸表等（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を財務諸表といい、財務諸表および収支計算書を財務諸表等という。）に関して、下記の手続を実施しました。

1. 資金管理料金特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録、並びに収支計算書（予算額を除く）
2. 再資源化預託金等特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録、並びに収支計算書（予算額を除く）
3. 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録、並びに収支計算書（予算額を除く）

これらの財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から財務諸表等に対する結論を表明することにあります。

下記の手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査手続ではなく、財務諸表等に対する監査意見を表明するための監査手続ではありませんが、前年度の監査結果及び「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について（中間報告）」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会研究報告第9号）を勘案して、財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの限定的な保証を得るために実施した手続であります。

これらの手続を実施した限りにおいては、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成18年度における資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の第1四半期の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録が一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していないと認められる事項は発見されず、また、収支計算書（予算額を除く）は「公益法人における内部管理事項」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に準拠していないと認められる事項は発見されませんでした。

財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は代表社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

記

（実施した手続）

全般的な手続

- (1) 前年度の決算日後の内部統制の変化について質問した。
- (2) 内部統制の有効性に関して、四半期の財務諸表等に重要な虚偽記載等を生じさせる可能性がある問題の有無について質問した。
- (3) 理事会の議事録並びに重要な伺書を閲覧し、重要な意思決定及び四半期の財務諸表等に重要な影響を与える事象の発生について把握した。また、議事録等に記載されていない重要な事実の有無について質問した。
- (4) 財務諸表等の記載が、予算書、総勘定元帳と合致していることを確かめた。
- (5) 会計方針に関して、以下の事項を質問した。
 - ・重要な会計方針が一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に準拠しているか否か。
 - ・四半期の財務諸表等の各項目が当該会計方針に準拠して適切に処理されているか否か。
 - ・当該会計方針が継続して適用されているか否か。
 - ・簡便な決算手続を採用していないか。
- (6) 偶発債務及び偶発損失の有無について質問した。
- (7) 後発事象の有無について質問した。
- (8) 四半期の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を閲覧し、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準じて作成及び開示が行われているかどうかについて概括的に把握した。また、収支計算書を閲覧し、「公益法人における内部管理事項」に準じて作成及び開示が行われているかどうかについて概括的に把握した。さらに、質問、議事録の査閲等により発見された事項で、四半期の財務諸表等に対して重要な影響を与える事項に係る会計処理及び開示の方針について質問した。
- (9) 四半期の財務諸表等上の数値について、増減分析、予算との乖離の状況の分析を行い、必要に応じて質問等を実施した。

資金管理料金特別会計

- (10) 現金預金残高のうち、現金残高については、出納簿及び金種表と帳簿残高が一致していることを確かめ、預金残高については、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (11) 未収入金残高のうち、資金管理料金に関するものについては、未収入金管理表と突合した。上記以外のもののうち、1件当たり30万円以上のものについては証票と突合した。
- (12) 立替金のうち、一般会計に関するものについては、支出時の証票と突合した。
- (13) 前払費用残高のうち、1件当たり30万円以上のものについて、支出時の証票と突合し、期間按分計算が適切に行われていることを確かめた。
- (14) 貯蔵品残高のうち、リサイクル券及びスマートピットカードについては、財団法人が入手した在庫保管証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (15) 貸倒引当金について、計算資料を入手し、計算過程について説明を受けた。
- (16) ソフトウェアについて、減価償却計算が適切に行われていることを確かめた。
- (17) 退職給付引当資産の預金残高について、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (18) 未払金及び長期未払金残高のうち、事業者委託手数料に関するものについては、委託手数料未払金管理表と突合した。消費税等については、計算資料を入手し、計算過程について説明を受けた。上記以外のもののうち、1件あたり10百万円以上のものについて、証票と突合した。
- (19) 預り金残高のうち、リース会社等預託実務代行預り金については、預り金勘定明細書と突合した。また、再資源化預託金等特別会計預り金については、未収入金管理表と突合した。
- (20) 退職給付引当金について、退職給与の第1四半期末自己都合要支給額に相当する金額が計上されていることを確かめた。
- (21) 事業収益及び事業収入のうち、資金管理料金及び資金管理料金収入については、預託金預り収入等管理表と突合した。上記以外のもののうち、1件あたり5百万円以上のものについて、証票と突合した。
- (22) 事業費及び事業費支出について、1件あたり20百万円以上のものについて、証票と突合した。
- (23) 管理費及び管理費支出について、1件あたり10万円以上のものについて、証票と突合した。
- (24) 長期未払金支払支出について、証票と突合した。

再資源化預託金等特別会計

- (25) 未収入金については、預託金の未収入金については、未収入金管理表と突合した。また、

再資源化預託金等特定資産の未収利息については、約定システムから出力された未収収益明細表と突合した。

- (26) 再資源化預託金等特定資産残高のうち、預金残高については、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。有価証券については、債券残高明細表と突合し、また、保有する債券の銘柄、額面金額については、財団法人が入手した信託財産運用状況報告書と債券残高明細表が一致していることを確かめた。
- (27) 未払金のうち、輸出事業者向け預託金返還については、輸出事業者向け預託金返還管理表と突合した。
- (28) 有価証券取得未払金については、財団法人が入手した信託財産運用状況報告書と突合した。
- (29) 未払再資源化預託金等利息については、未払再資源化預託金等利息管理表と突合した。
- (30) 再資源化等預託金及び情報管理預託金については、リサイクルシステムから出力された再資源化預託金等残高集計表と突合した。
- (31) 特定資産運用益及び特定資産運用収入のうち、債券利息の入金額については、10 件について、財団法人が入手した信託財産運用状況報告書と突合した。また、未収利息については、約定システムから出力された未収収益明細表と突合した。
- (32) 特定再資源化預託金等出えんのための負債の減少額については、経済産業大臣及び環境大臣による平成 18 年 5 月 23 日付の「指定再資源化機関及び情報管理センターに対する特定再資源化預託金等の出えんの承認について」と突合した。
- (33) 支払再資源化預託金等利息については、特定資産運用益と一致していることを確かめた。
- (34) 他会計への繰出額および他会計への繰入金支出については、経済産業大臣及び環境大臣による平成 18 年 5 月 23 日付の「指定再資源化機関および情報管理センターに対する特定再資源化預託金等の出えんの承認について」と突合した。
- (35) 預託金預り収入については、預託金預り収入等管理表と突合した。
- (36) 再資源化等預託金払渡支出については、リサイクルシステムから出力された仕訳票（再資源化預託金等払渡：月次・帳票サマリー）と突合した。
- (37) 情報管理預託金払渡支出については、リサイクルシステムから出力された情報管理料金の払渡し通知書の控えと突合した。
- (38) 未払再資源化預託金等利息支払支出については、未払再資源化預託金等利息管理表と突合した。
- (39) 特定資産取崩収入については、預託金払渡額、輸出返還額及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計への繰入金支出と、約定システムから出力された債券取引明細表による債券購入時の経過利息の支払額の合計額と一致することを確認した。
- (40) 預託金輸出返還支出については、預託金返還に伴う会計確認明細書と突合した。
- (41) 特定資産取得支出については、預託金の入金額と特定資産運用収入の入金額の合計額と一致することを確認した。

承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計

- (42) 他会計からの繰入額および他会計からの繰入金収入については、上記（34）で検討した再資源化預託金等特別会計における他会計への繰出額の金額と一致することを確認めた。
- (43) 特定再資源化預託金等特定資産取崩収入については、特定資産口座の普通預金通帳における出金額と一致していることを確認めた。
- (44) 特定再資源化預託金等出えん支出については、出えん通知書と突合した。
- (45) 特定再資源化預託金等特定資産組入支出については、特定資産口座の普通預金通帳における入金額と一致していることを確認めた。

財務諸表に対する注記

- (46) 「特定資産の増減額およびその残高」について、当期末残高が貸借対照表と一致していることを確認めた。
- (47) 「特定資産の財源等の内訳」について、当期末残高が貸借対照表と一致していることを確認めた。
- (48) 「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」について、帳簿価額については、債券残高明細表と突合し、時価については、財団法人が入手した信託財産運用状況報告書と突合し、評価損益については帳簿価額と時価との差額と一致していることを確認めた。
- (49) 「ファイナンスリース取引関係」については、リース取引集計表と突合した。
- (50) 「退職給付関係」については、退職給付引当金が貸借対照表と一致していることを確認めた。また、退職給付費用が退職給与の第1四半期末自己都合要支給額と決算整理前退職給付引当金の残高の差額と一致していることを確認めた。

収支計算書に対する注記

- (51) 「次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債」については、当期末（H18年6月末）残高が貸借対照表と一致していることを確認めた。

以上